

令和5年2月6日

学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長

(危機管理対策本部 本部長)

林 泰 成

「上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」
の改定について（通知）

「上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」を改定しましたので通知します。

なお、変更した箇所は、下記のとおりです。

記

1 (3) 保健所への相談

「必要に応じて」を追加

1 (5) 感染拡大防止対策の決定

「危機管理対策本部長（学長）は、感染拡大防止のための対策を講ずる必要があると判断した場合、」を追加

1 (8) 文部科学省等への報告と公表等

「公表等」に変更し、文部科学省への報告を削除

2 (2) 濃厚接触者の自宅待機と経過報告を指示

「(2) 濃厚接触者の自宅待機を指示」に変更し、「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」との重複を削除

「3 学生・教職員の同居者が濃厚接触者となった場合」を削除

3 学内に出入りした学外者に感染が確認された場合

「(2) 濃厚接触者がいた場合は、上記2により対応する。」を削除

4 その他

「学生の修学」の前に「学生及び教職員が感染した場合及び濃厚接触者等となった場合の」を追加

本件担当：総務課副課長（総務担当）

電話：025-521-3212

メール：houki@juen.ac.jp

上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

〔 令和3年5月31日
危機管理対策本部会議決定 〕
改定 令和4年1月31日
改定 令和4年4月19日
改定 令和4年5月18日
改定 令和4年7月26日
改定 令和5年2月6日

本学において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の感染拡大防止のための対応は、次のとおりとする。

1 学生・教職員の感染が確認された場合

(1) 危機管理対策本部長（学長）等への報告

総務課長は、執行部、保健管理センター医師、学生委員会委員長及び関係課長等に感染者発生を報告する。

学生支援課長は、当該学生に「登校停止」を指示するとともに、当該学生の行動歴を確認する。また、同時に、指導教員への報告及び各授業担当教員への欠席連絡を行うよう指示する。

特命課長（人事・労務担当）は、当該教職員に「就業禁止」を指示するとともに、当該教職員の行動歴を確認する。また、同時に、所属長への報告を行うよう指示する。

(2) 初動対応

危機管理対策本部長（学長）は、濃厚接触者の特定や行動履歴の確認等のため、原則として速やかに学生・教職員の学内への入構を禁止するとともに、学内外を問わず、大学の機能維持のために必要な最小限の業務を除く活動・業務を停止し、学生・教職員は自宅待機とする。

危機管理対策本部から、ポータルサイトにより感染者発生と当面の入構禁止について通知する。なお、入構禁止の日数は原則として感染者が確認された日及びその翌日の2日間とする。

(3) 保健所への相談

必要に応じて、総務課長が窓口となり、上越保健所に感染拡大防止対策及び臨時休業の必要性を含む本学の対応について相談する。

(4) 濃厚接触者の確認

濃厚接触者を把握するため、学生にあっては学生支援課長、教職員にあっては特命課長（人事・労務担当）が当該感染者の入力する「濃厚接触者報告フォーム」により「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者リスト」を作成する。

(5) 感染拡大防止対策の決定

危機管理対策本部長（学長）は、感染拡大防止のための対策を講ずる必要があると判断した場合、危機管理対策本部会議を開催し、感染者の発生を報告するとともに、保健所の見解や保健管理センター医師の助言等を踏まえ、以下の感染拡大防止対策を含む本学の対応について決定する。

- ① 大学の臨時休業と施設利用制限の実施
- ② オンライン授業と在宅勤務の実施
- ③ 学生の課外活動、研究活動及び出張・旅行等の制限
- ④ その他感染拡大防止対策

(6) 学生・教職員への通知

危機管理対策本部から、ポータルサイトにより危機管理対策本部会議で決定した本学

の対応について通知する。

(7) 消毒作業

保健所の指示・指導のもと、消毒作業を行う。

(8) 公表等

- ① 大学の臨時休業を実施する場合は、公式ホームページにより感染者の発生を公表する。
- ② 施設利用制限を実施する場合は、公式ホームページにより、地域住民に周知する。

2 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

(1) 危機管理対策本部長（学長）等への報告

総務課長は、執行部、保健管理センター医師、学生委員会委員長及び関係課長等に濃厚接触者の発生を報告する。

(2) 濃厚接触者の自宅待機を指示

学生支援課長は、当該学生に対して、「自宅待機（自宅学習）」及び指導教員への報告及び各授業担当教員への欠席連絡を行うよう指示する。

特命課長（人事・労務担当）は、当該教職員に対して、「自宅待機（特別休暇又は在宅勤務）」及び所属長への報告を行うよう指示する。

3 学内に出入りした学外者に感染が確認された場合

(1) 学内で濃厚接触した者を把握する。

(2) 感染者の行動履歴等に基づき、必要に応じて消毒作業を行う。

4 その他

学生及び教職員が感染した場合及び濃厚接触者等となった場合の学生の修学及び教職員の職務上の取扱いの詳細については、別に定める。